

司法に関する基礎的知識

令和2年11月21日

札幌弁護士会触法障害者支援委員会
弁護士 直山敬弘

本講義の内容

- 1 はじめに
- 2 刑事司法の基礎
- 3 刑事手続の流れ
- 4 社会福祉士と刑事司法
- 5 日本弁護士会連合会の活動
- 6 さいごに

1 はじめに

なぜ触法障害者問題か？

「累犯障害者」とは？

～ 障害特有の問題へのケア（権利擁護）が充分でないために、
犯罪の繰り返しから抜けられない障害者

たとえば・・・

社会的孤立

生活スキルの未修得

誤学習の問題

1 はじめに

触法障害者問題が注目を集める背景

「刑務所の福祉施設化」

～ ケアの必要な受刑者が多数いる

<平成16年>

山本譲司元衆議院議員の **「獄窓記」**

→ 塙の中の実情を描いたノンフィクション

1 はじめに

触法障害者への権利擁護

◎ 権利擁護とは？

⇒ 障害等による生活上の課題への対処。こうした
対処を通じて、犯罪の連鎖から抜け出してもらいたい。

「住むところがない」

居住場所（GH等）

「働きたい」

就労支援

「持病がある」

医療支援

「家族や友達がいない」

デイケア等

「お金がない」

障害年金、生活保護

1 はじめに

気づいていますか

あなたの被疑者・被告人に 障がいがあるかもしれない

近時の調査によれば、新規受刑者の約22%に知的障がいの疑いがあります。

(厚生労働科学研究・罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究・報告)

どんな弁護士活動ができるのですか？

- 障がい関係のサポートを受けていなかった被疑者に福祉機関を関与させる。
→ 起訴猶予を得て、身体拘束から早期に解放する。
- 社会復帰に向けて福祉機関のサポート体制をつくり、関係者の証言などで立証をする。
→ 犯罪と関係なく地域生活を送ることができるとして、執行猶予判決を得る。

→ 責任能力の有無だけでなく、幅広い情状弁護活動があります。

相談・連携先機関にはどんなものがありますか？

- 社会復帰後の生活支援全般については → 各県の地域生活定着支援センター
- 障がい者関係の相談全般は → 地域の障がい者相談事業所
- 高齢者に関するものであれば → 地域の地域包括支援センター
- 生活保護、身体障がい、知的障がい関係の相談は → 各市町村等の福祉事務所
- 弁護士活動全般については → 各弁護士会の高齢者障がい者委員会などの関係委員会
- そのほか、地方公共団体、福祉関係事業所、社会福祉協議会、病院等いろいろあります。

→ 地域には、障がい者を支えるさまざまな機関があります。

被疑者・被告人の障がいに気づき、再犯なき地域生活へとつなげられるかどうかは、私たち弁護士にかかっています。

こんなことはありませんか？

- 目線があわない。
- 体のどこかをずっと触り続けている。
- 質問と答えがかみ合わない。
- 繰り上げ計算ができない。例 15÷8＝
- 動機が意味不明または理解不能。
- 家族構成を説明できない。
- 養護学級（特別支援学級、なかよし学級）にいたことがある。
- 職場を頻繁に変わっている。
- 体を前後にゆすっている。
- 言葉遣いやイントネーションに違和感がある。
- パンフレットの漢字が読めない。
- 自宅の住所や電話番号が答えられない。
- 養護学校（特別支援学校）卒である。
- もらっている給料が極端に低い。

→知的障がい・発達障がいなどの何らかの障がいがあるかもしれません。

※但し、素人判断は禁物です。適切な弁護士を立てるために、医学的判断を通じて障がいがあるかどうか、あるとすればどのような障がいであるかを速やかに確定する必要があります。

↓

アレ？と思ったら、本人に手帳（療育手帳、精神保健福祉手帳）を持っていないか、年金（障害基礎年金）をもらっていないか確認してください。手帳を有していたり、障害基礎年金を受給しているということは、公的機関が障がいがあると判定していることです。

↓

家族や支援者に、本人に障がいがないかどうか、通院歴がないかどうか尋ねてください。

↓

それでもわからない場合は、

社会福祉士もしくは精神保健福祉士に同行接見してもらって意見をきいてください。

もしくは、

精神科医に同行接見してもらって意見をきいてください。

知的障がいの場合は、

都道府県・政令指定都市によっては、知的障害者更生相談所の判定員が接見により療育手帳の判定をしてくれる場合がありますから、市町村の知的障害担当の係に家族から申し込んでもらってください。

2 刑事司法の基礎

犯罪とは

= それに対して刑罰が科されるべき行為。

刑法や各法律（特別刑法）によって規律されている。

例) 窃盗罪（刑法236条）

覚せい剤自己使用（覚せい剤取締法19条、41条の3第1号）

2 刑事司法の基礎

刑事司法を語る上で重要な原則①

罪刑法定主義（憲法 3 1 条）

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

法律により定められた行為についてのみ、犯罪の成立を肯定することができるという考え方。

2 刑事司法の基礎

刑事司法を語る上で重要な原則②

責任主義

行為者において、加害行為を行ったことについて責任が求められること。

* 故意・過失（刑法38条1項）

罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

* 責任能力（刑法39条）

- 1 心神喪失者の行為は、罰しない。
- 2 心神耗弱者の行為は、その刑を減軽する。

2 刑事司法の基礎

刑事司法を語る上で重要な原則③

法益保護主義（←→社会倫理主義）

刑法は、法的に保護に値する利益の保護を目的とし、法益を侵害し、または侵害する危険をもたらす行為を犯罪として禁止・処罰する。

個人的法益、社会的法益、国家的法益。

2 刑事司法の基礎

刑事司法を語る上で重要な原則④

遡及法の禁止（憲法39条）

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

行為の事後に制定された罰則を遡及して適用し、処罰をすることは許されない！

2 刑事司法の基礎

刑事司法を語る上で重要な原則⑤

親告罪

被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない罪。訴追や処罰を被害者の意思に委ねるのが適当だとの理由。

例) 名誉毀損罪、侮辱罪、器物損壊罪等・・・。

* 強制わいせつ罪や強制性交罪（旧強姦罪）

2 刑事司法の基礎

ちなみに…。

責任能力がなかったらどうなる??

↓

犯罪者が野放しじゃないか！

①医療観察法

②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の入院

3 刑事手続の流れ

犯罪の発生



逮捕・勾留（捜査・取調べ）



検察官による起訴



裁判官による判決



刑務所



不起訴（釈放）



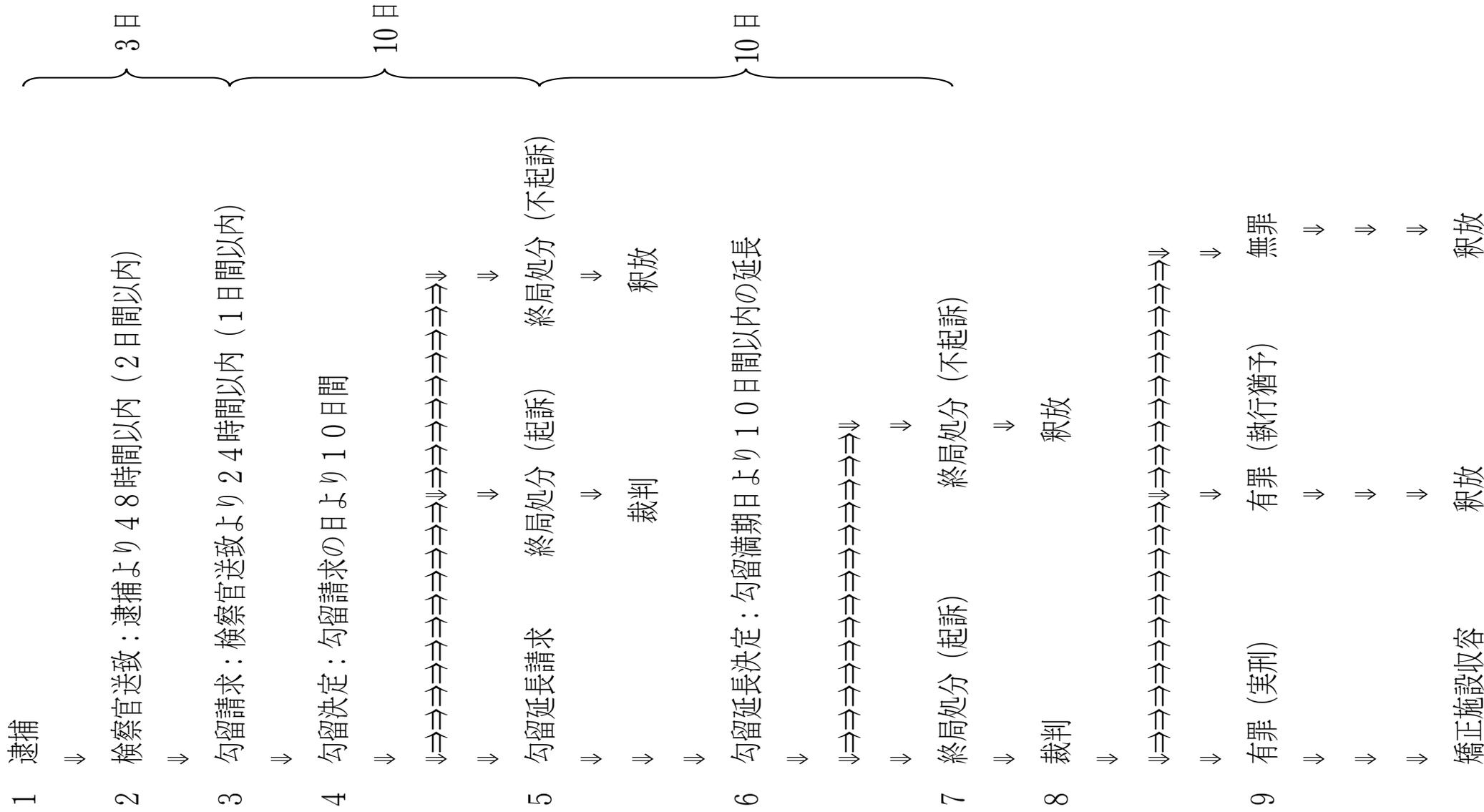
釈放

* 犯罪 = 逮捕・勾留（身体拘束）ではない。

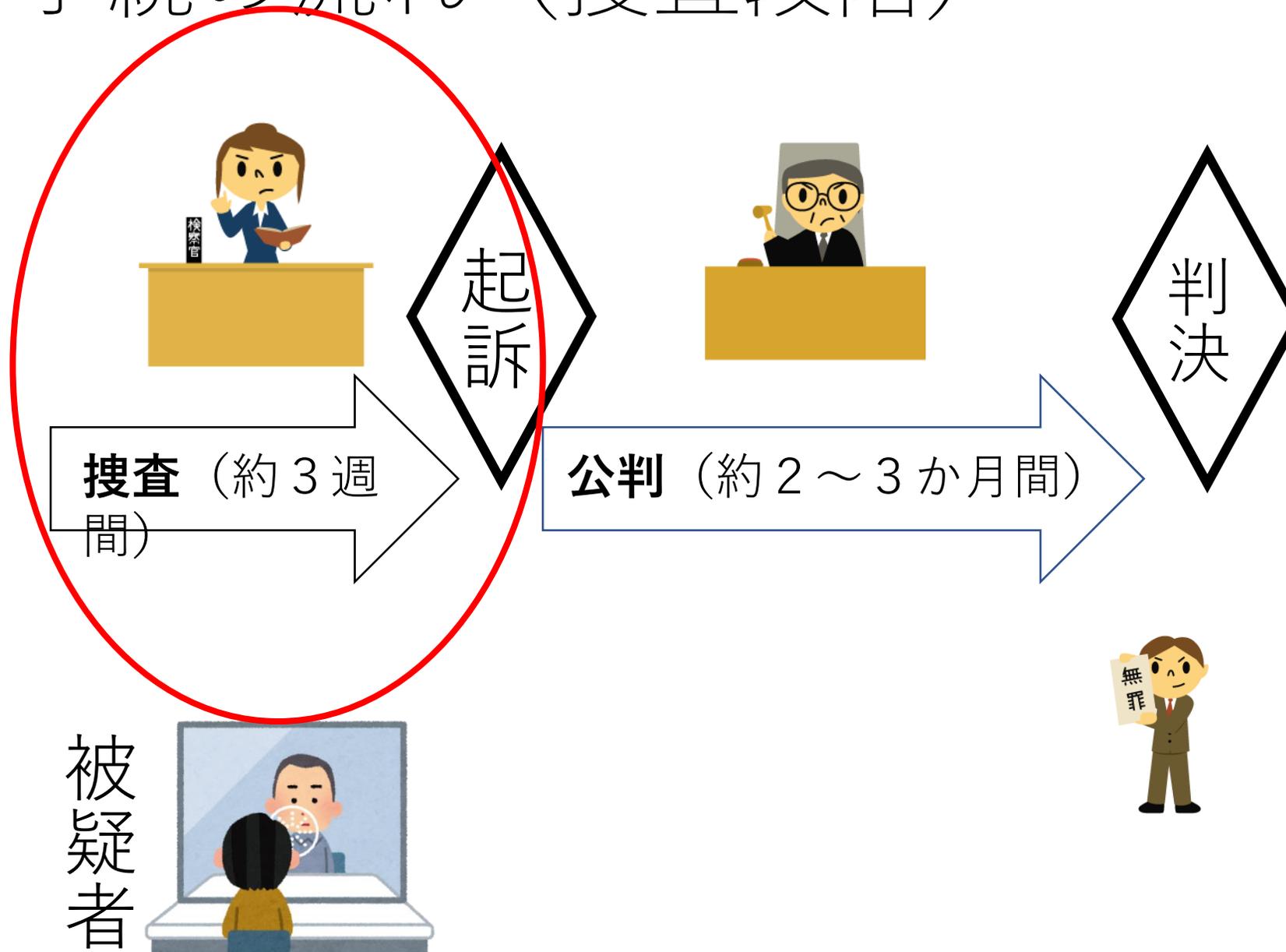
* 犯罪の発覚 = 身体拘束ではない。

刑事手続の流れ

3 刑事手続の流れ



手続の流れ（捜査段階）



3 刑事手続の流れ

- この間の動き

- ①捜査機関（警察・検察）

- 関係者・被疑者の取調べ
- 証拠関係の収集
- 検察官による処分検討

- ②弁護士（弁護人）

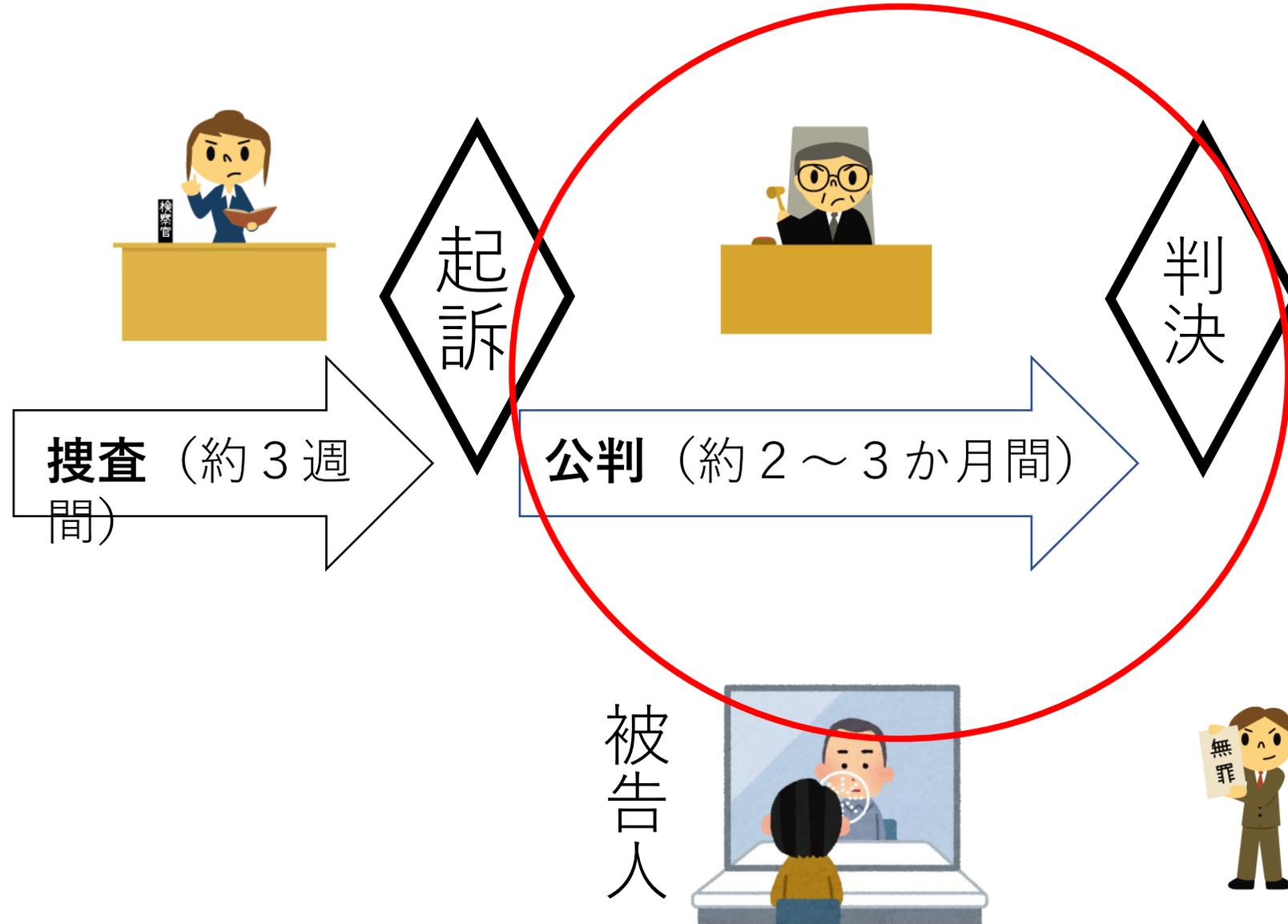
- 被疑者との接見
- 被疑者の身体拘束解放
- 示談交渉
- 環境の調整
- 検察官による処分に対する意見

* アリバイ探し * 被疑者の自宅へ??

検察官の処分（勾留満期までに行う）

- 起訴猶予**（≡釈放）
～ 刑事裁判を行わない
- 起訴**（≡身体拘束が続く）
～ 刑事裁判をするよう裁判所に請求
- ◎ **略式罰金**（≡釈放）
～ 起訴の一種で形だけ刑事裁判をする

手続の流れ（公判段階）



3 刑事手続の流れ

この間の動き

① 検察庁

- ・ 裁判所へ提出する証拠の整理
- ・ 余罪の捜査

② 弁護士

- ・ 被告人との接見
- ・ 被告人の身体拘束解放（保釈）
- ・ 示談交渉
- ・ 環境調整

③ 裁判官

- ・ 第1回裁判期日までは、事件の記録を見ない。
- ・ 重大事件、裁判員裁判対象事件では、公判前整理手続。

裁判官の判決の内容

- 懲役刑
 - ～ 刑務所に収監されること、その
- 期間
- 執行猶予
 - ～ 「収監」を「しない」こと
 - * 再犯をしなければ収監も
- 免除
 - ◎ 保護観察
 - ～ 執行猶予中、保護観察所の監督

3 刑事手続の流れ

身体拘束を受けない事件（在宅）

犯罪を行ったことが疑われるからといって、必ず身体拘束を受ける訳ではない。

刑事訴訟法

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる（199条抜粋）。

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる（60条）。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

3 刑事手続の流れ

身体拘束を受けない事件（在宅）

1 自宅にいながら、警察官・検察官による取調べ

* 同庁からの呼び出しあり。

2 検察官による処分、不起訴であれば事件終了。

3 起訴後、裁判所から公判期日の指定・呼び出し。

4 判決。

4 社会福祉士と刑事司法

なぜ社会福祉士が必要とされているか

弁護士の悩みと入口支援という考え方

【入口支援】

- 1 弁護士が本人の障害に気づき、
- 2 福祉職の協力を得て本人の障害の特性を見立て、
- 3 環境調整を行い、
- 4 更生支援計画書を作成・判断権者に提出する

* 具体的なケースによっては上記全てが必要という訳ではない。

* いずれも、本人の同意が大前提！

弁護人が抱える課題

- 被疑者段階

- ① **情報量**が少ない

- 警察の資料は捜査段階では見られない
- 被疑者との接見が唯一の手がかり

- ② **時間**が足りない

- 持ち時間は最大23日
- 接見の時間、回数にもおのずと限度が

- ③ **国家権力**には抗えない

- 弁護人は捜査に立ち会えない
- 身体拘束も原則として解けない

弁護人が抱える課題

- 被告人段階

- ① 環境調整の難しさ

- 親族の支援が期待できない
- 就職先がない 生活費もない
- そもそも釈放後の住居を用意できない
- 弁護人ではこれらの手当はできない

- ② 弁護人としての活動の内在的限界

- 1件に使える時間と労力は無限ではない
- 仕事の成果は報酬に反映されない
- 刑事弁護に関連しないことはできない
- 裁判が終われば弁護活動も終わる

4 社会福祉士と刑事司法

社会福祉士が登場する場面①

弁護士が本人の障害に気づく、または違和感を感じた・・・。



社会福祉士に接見に同行してもらおう。

- (目的) ① 弁護人が被疑者・被告人の障害のためにコミュニケーションが取れない場合のサポート
- ② 弁護人が「被疑者・被告人に障害があるのでは」と疑っている場合のヒントの提供

4 社会福祉士と刑事司法

社会福祉士が登場する場面②

- 環境調整とは、被疑者・被告人の社会復帰時の生活手段（住居・就労・生活費・医療）を整えること

→社会福祉士としての専門性

*環境調整は「不起訴や執行猶予を得るため」だけに行うわけではなく、本人の社会復帰後の地域への定着。

4 社会福祉士と刑事司法

社会福祉士が登場する場面④

判決後の局面

- 1 判決で、執行猶予付判決や罰金刑となった・・・。
事前に行った各環境調整の結果を本人とともに実現していく。
- 2 判決で、懲役刑（実刑）となった・・・。
いつかは地域へ戻ってくる。その際の受け皿（環境調整）作り。
 - * 地域生活定着支援センター
 - * 寄り添い弁護士という考え方

4 社会福祉士と刑事司法

平成26年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業

「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」



逮捕時、裁判段階等において、弁護士との連携のもと、福祉的な支援を必要とする高齢者・障がい者等に対し、専門職である社会福祉士が関与し、「接見」「アセスメント」「更生支援計画書の作成」「居住環境の調整」「福祉・医療サービスの利用調整」等の実践をモデル的に行った。

5 日弁連の活動

日本弁護士連合会（日弁連）とは

日本弁護士連合会（日弁連）は、日本国憲法の制定にともない戦後の司法制度が改革されるなかで制定された弁護士法に基づいて1949（昭和24）年9月1日に設立された法人。その構成員（会員）は、全国52の弁護士会、弁護士及び弁護士法人で、日本全国すべての弁護士及び弁護士法人は、各地の弁護士会に入会すると同時に日弁連に登録しなければならない。

北海道に弁護士会は4つ。札幌、旭川、函館、釧路。

* 北海道弁護士会連合会。

5 日弁連の活動

罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書（2017年（平成29年）8月25日）

罪に問われた障がい者・高齢者（以下「罪に問われた障がい者等」という。）の国選弁護活動の中で、更生支援計画の作成等環境整備のために弁護人が支弁した適正な経費については、国選弁護に伴う費用として支払われるよう求める。

具体的には、日本司法支援センターの「国選弁護人の事務に関する契約約款本則」（以下「約款本則」という。）と「別紙報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」という。）を改正し、「福祉専門職等（社会福祉士，精神保健福祉士その他福祉関連職をいう。以下同じ。）の接見同行費用及び更生支援計画作成費用」の項目を新設するなど関連規定を整備されたい。

6 さいごに

- ① 入口支援への理解・協力
- ② 費用の国費化実現
- ③ 入口支援のその後（本人が地域社会で生活するために）
- ④ 刑事裁判に対する理解
- ⑤ 弁護士に対する教育